# 初診時保険外併用療養費について

当院は、他医療機関等からの紹介によらず（紹介状をお持ちでない方）、もしくは直接来院された患者様（初診扱いの方）について、初診費用として「初診時保険外併用療養費」を算定しております。また**令和５年１月１日より2,２００円（税込）に金額変更致しました。**

平成８年４月の健康保険法、診療報酬改定にて、初診時特定療養費が導入されました。これは厚生労働省指示により、地域の医院・診療所と病床数２００床以上の病院との役割の分担および連携を図るために、病床数が２００床以上の病院での初診において、他医療機関からの紹介状がない場合に、初診に係る費用として算定が許可されたものです。

当院は許可病床数４４７床の病院であり、診療報酬上の療養担当規則に沿って初診時紹介状をお持ちでない患者様については通常の医療費の他に初診時保険外併用療養費を頂いております。

「初診時」とは保険診療上の計算方法においてのものであり、当院を初めて受診される患者様以外でも、前回受診された時の疾病の治療経過が終了、若しくは中止している場合についても対象となります。その期間については前回受診日より、概ね３ヶ月以上が経過した場合とさせていただいております。

また、下記のような患者様は徴収対象にはなりません。ご理解の程お願い申し上げます。

＜　保険外併用療養費徴収対処外の例　＞

① 当院の他診療科から院内紹介受診する場合

② 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受け受診する場合

③ 救急医療等における休日・夜間時間外受診された場合

④ 外来受診から継続して入院した場合

⑤ 治験協力者である場合

⑥ 災害により被害を受けた場合

⑦ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合

⑧ 国・地方の公費負担医療制度受給対象の場合

（特定疾患・小児特定疾患・生活保護・母子医療・原爆・身体障害者医療・精神保健医療・感染予防医療・公害・児童福祉医療　等

⑨ その他、当院が受診する必要性を特に認めた場合